



愛媛県報

発行 愛媛県

平成18年10月3日火曜日 第1800号

◇ 目 次 ◇ 告 示

新たに生じた土地の確認（西条市）.....	844
字の区域の変更（＃）.....	844
新たに生じた土地の確認（今治市）.....	844
字の区域の変更（＃）.....	844
新たに生じた土地の確認（今治市）.....	844
字の区域の変更（＃）.....	845
医療機関の指定.....	845
指定医療機関の廃止の届出.....	845
介護機関（居宅介護事業者）の指定.....	845
介護機関（特定福祉用具販売事業者）の指定.....	846
介護機関（介護予防事業者）の指定.....	846
介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の指定.....	847
肥料登録有効期間の更新.....	847
愛媛県単独土地改良事業補助金交付規程の一部改正.....	847
解除予定保安林にする旨の通知.....	848
建設業者の許可の取消し.....	848
公有水面埋立免許.....	850
道路の供用開始（県道鳥井喜木津線）.....	850
開発行為に関する工事の完了（2件）.....	851
愛媛県情報公開要綱の一部改正.....	851

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	851
技能検定の合格者.....	852

正 誤

平成18年5月30日付け第1764号愛媛県規則第41号（愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則）中.....	860
---	-----

告 示

○愛媛県告示第1421号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、西条市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は西条市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成18年10月3日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
西条市河原津甲1188の地先	951.30

○愛媛県告示第1422号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、西条市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成18年10月3日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
河原津	西条市河原津甲1188の地先公有水面埋立地	951.30

○愛媛県告示第1423号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、今治市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は今治市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成18年10月3日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
今治市宮窪町早川206の8から206の11まで、206の13、206の15から206の20まで、504の18及び504の19の地先	22,566.75

○愛媛県告示第1424号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、今治市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成18年10月3日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
宮窪町早川	今治市宮窪町早川206の8から206の11まで、206の13、206の15から206の20まで、504の18及び504の19の地先公有水面埋立地	22,566.75

○愛媛県告示第1425号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、今治市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は今治市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成18年10月3日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
今治市伯方町叶浦字新浜甲1668の1、甲1668の30及び甲1668の33、字濱ノ上甲1407の1、甲1408の1、甲1408の5、甲1408の6、甲1416の1、甲1418の1、甲1418の8、甲1421の1、甲1421の2、甲1422の2、甲1558の1、甲1561の1、甲1561の2、甲1562の1、甲1563の1、甲1563の2、甲1566の1、甲1569の1、甲1576の1、甲1577、甲1630の1及び甲1635の1並びに字ミチカ乙156の1、乙156の3、乙156の5、乙156の7及び乙156の8並びに有津字道下西平乙456の4の地先	26,780.25

○愛媛県告示第1426号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、
今治市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成18年10月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面 積 (平方メートル)
伯方町叶浦字新浜	今治市伯方町叶浦字新浜甲1668の1、甲1668の30及び甲1668の33、字濱ノ上甲1407の1、甲1408の1、甲1408の5、甲1408の6、甲1416の1、甲1418の1、甲1418の8、甲1421の1、甲1421の2、甲1422の2、甲1558の1、甲1561の1、甲1561の2、甲1562の1、甲1563の1、甲1563の2、甲1566の1、甲1569の1、甲1576の1、甲1577、甲1630の1及び甲1635の1並びに字ミチカ乙156の1、乙156の3、乙156の5、乙156の7及び乙156の8並びに有津字道下西平乙456の4の地先公有水面埋立地	26,780.25

○愛媛県告示第1427号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成18年10月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
すみむら薬局	有限会社 すみむら	今治市大西町紺原甲303番3	平成18年 7月1日

○愛媛県告示第1429号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成18年10月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
医療法人彩水会	今治市矢田甲7番地1	医療法人彩水会真部クリニック	今治市矢田甲7番地1	平成18年7月1日
株式会社井手組	新居浜市七宝台町甲2375番地の99	株式会社井手組福祉用具貸与事業所	新居浜市七宝台町甲2375番地の99	平成18年8月10日
医療法人さいじょう会星加医院	西条市大師町182番地	医療法人さいじょう会星加医院	西条市大師町182番地	平成18年7月1日
有限会社喜多調剤	大洲市徳森2632-98	クローバー薬局	大洲市東若宮14番11	平成18年8月1日
医療法人コスモス会	四国中央市妻鳥町字山口屋1274番地1	ほほえみ歯科クリニック	四国中央市妻鳥町字山口屋1274番地1	平成18年7月1日
株式会社新風会	大洲市徳森野田1477番地1	グループホーム蒼月	西予市宇和町岡山545番地	平成18年8月16日
株式会社新風会	大洲市徳森野田1477番地1	デイサービスセンター蒼月	西予市宇和町岡山545番地	平成18年8月16日
株式会社新風会	大洲市徳森野田1477番地1	グループホーム昴星	西予市城川町下相693番地	平成18年8月16日

医療法人さいじょう会星加医院	医療法人さいじょう会星加医院	西条市大師町182番地	平成18年7月1日
丹こどもクリニック	丹 愛 子	今治市末広町三丁目4番地12	平成18年9月4日
消化器科久保病院	医療法人是成会	今治市内堀一丁目1番19号	平成18年8月19日
桑嶋クリニック	桑 嶋 英 樹	新居浜市坂井町三丁目6番3号	平成18年9月1日
さくら薬局中央店	有限会社蝶野	新居浜市坂井町三丁目6番2号	平成18年9月1日
さとう耳鼻咽喉科クリニック	医療法人さとう耳鼻咽喉科クリニック	東温市志津川1560番地1	平成18年8月1日

○愛媛県告示第1428号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成18年10月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃 止 年 月 日
すみむら薬局	有限会社すみむら	今治市大西町宮脇甲1468-2	平成18年7月1日
消化器科久保病院	医療法人是成会	今治市地堀二丁目4番10号	平成18年8月19日
さとう耳鼻咽喉科クリニック	佐藤英光	東温市志津川1560番地1	平成18年8月1日

株式会社新風会	大洲市徳森野田1477番地 1	デイサービスセンター昴星	西予市城川町下相693番地	平成18年 8月16日
特定非営利活動法人わをん	今治市南日吉町二丁目 2番38号	特定非営利活動法人わをん	今治市南日吉町二丁目 2番38号	平成18年 9月 4日

○愛媛県告示第1430号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関（特定福祉用具販売事業者）を次のように指定した。
平成18年10月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（特定福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社井手組	新居浜市七宝台町甲2375番地の99	株式会社井手組福祉用具貸与事業所	新居浜市七宝台町甲2375番地の99	平成18年 8月10日

○愛媛県告示第1431号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。
平成18年10月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会	上浮穴郡久万高原町久万45番地 2	久万高原町社会福祉協議会指定訪問介護事業所久万	上浮穴郡久万高原町久万45番地 2	平成18年 8月15日
社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会	上浮穴郡久万高原町久万45番地 2	久万高原町社会福祉協議会指定訪問介護事業所美川	上浮穴郡久万高原町上黒岩29番地 1	平成18年 8月15日
社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会	上浮穴郡久万高原町久万45番地 2	美川デイサービスセンター	上浮穴郡久万高原町上黒岩29番地 1	平成18年 8月15日
社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会	上浮穴郡久万高原町久万45番地 2	デイサービスセンターおもご	上浮穴郡久万高原町洪草2310番地	平成18年 8月15日
有限会社喜多調剤	大洲市徳森2632 - 98	クローバー薬局	大洲市東若宮14番11	平成18年 8月 1日
有限会社さくら	東温市北方3051番地 2	ヘルパーステーションさくら	東温市北方3051番地 2	平成18年 8月 1日
株式会社よんやく	伊予郡砥部町八倉83番地	株式会社よんやく	伊予郡砥部町八倉83番地	平成18年 9月 8日
有限会社沙羅	高知県四万十市中村京町一丁目12番地 1	グループホームあけぼの	南宇和郡愛南町増田5362	平成18年 8月16日
医療法人三省会	今治市常磐町五丁目 3番37号	村上病院	今治市常磐町五丁目 3番37号	平成18年 9月11日
医療法人三省会	今治市常磐町五丁目 3番37号	老人保健施設ときわ園	今治市常磐町五丁目 3番37号	平成18年 9月11日
あいオート有限会社	伊予市下吾川577番地 2	あいオート有限会社あい福祉用具貸与事業所	伊予市下吾川577番地 2	平成18年 9月 8日

○愛媛県告示第1432号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）を次のように指定した。

平成18年10月3日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社よんやく	伊予郡砥部町八倉83番地	株式会社よんやく	伊予郡砥部町八倉83番地	平成18年9月8日
あいオート有限会社	伊予市下吾川577番地2	あいオート有限会社あい福祉用具貸与事業所	伊予市下吾川577番地2	平成18年9月8日

○愛媛県告示第1433号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成18年10月3日

愛媛県知事 加戸守行

平成21年9月25日	愛媛県第1240号	魚廃物加工肥料	5.0魚廃物加工肥料	窒素全量5.0 りん酸全量2.8	公定規格の とあり	吉田町漁業協同組合 愛媛県宇和島市 吉田町立間尻甲 428番地
------------	-----------	---------	------------	---------------------	--------------	--

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成21年9月23日	愛媛県第1265号	混合有機質肥料	南海混合有機質肥料5-4	窒素全量5.0 りん酸全量4.0	公定規格の とあり	南海物産株式会社 愛媛県松山市古三津二丁目20番38号

○愛媛県告示第1434号

愛媛県単独土地改良事業補助金交付規程（昭和32年12月愛媛県告示第906号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

平成18年10月3日

愛媛県知事 加戸守行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第7条 補助金の交付を受けるものは、当該年度の事業終了後遅滞なく、<u>事業実績報告書（様式第4号）</u>とともに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>収支精算書（様式第5号）</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>第8条 知事は、前条に規定する事業実績報告書を受理した場合は、<u>実地検査又は審査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を通知するものとする。</u></p> <p>第9条 補助金の請求をしようとするものは、前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた後遅滞なく、補助金請求書（様式第6号）<u>を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2 知事は、前項に規定する補助金請求書を受理した場合は、<u>補助金を交付するものとする。</u></p> <p>第10条 知事は、前条の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、<u>補助金の全部又は一部を概算払することができる。</u></p> <p>2 前項の規定による補助金の概算払を受けようとするものは、補助金請求書に知事が定める書類を添えて、知事に提出しなければ</p>	<p>第7条 補助金の請求をしようとするものは、当該年度の事業終了後遅滞なく、<u>補助金請求書（様式第4号）</u>とともに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>第8条 知事は、<u>特に必要があると認めるときは、補助事業に対し、補助金の一部について概算払をすることができる。</u></p> <p>2 前項の規定による補助金の概算払を受けようとするものは、補助金請求書に知事が定める書類を添えて、知事に提出しなければ</p>

ならない。

ならない。

第9条 補助金は、第7条又は前条第2項に規定する関係書類を受
理した後、実地検査又は審査のうえ交付するものとする。

第10条 補助金の交付を受けたものは、遅滞なく、次に掲げる書類
を知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(様式第5号)
- (2) 収支精算書(様式第6号)
- (3) その他知事が必要と認める書類

様式第4号(第7条、第8条関係)

第 号												
年度愛媛県単独土地改良事業補助金請求書												
年 月 日												
愛媛県知事 _____ 様												
事務所所在地												
事業主体名 ㊟												
¥ _____												
ただし、_____年 月 日付け愛媛県指令 第 _____号による県 単事業(工種記入)補助金												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">内</th> <th style="width: 20%;">補助金額</th> <th style="width: 20%;">既受領額</th> <th style="width: 20%;">今回請求額</th> <th style="width: 15%;">残 額</th> <th style="width: 20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">訳</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	内	補助金額	既受領額	今回請求額	残 額	備考	訳	円	円	円	円	
内	補助金額	既受領額	今回請求額	残 額	備考							
訳	円	円	円	円								

様式第4号(第7条関係) 省略

様式第5号 省略

様式第6号(第9条、第10条関係)

様式第5号(第10条関係) 省略

様式第6号 省略

第 号												
年度愛媛県単独土地改良事業補助金請求書												
年 月 日												
愛媛県知事 _____ 様												
事務所所在地												
事業主体名 ㊟												
¥ _____												
ただし、_____年 月 日付け愛媛県指令 第 _____号による県 単事業(工種記入)補助金												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">内</th> <th style="width: 20%;">補助金額</th> <th style="width: 20%;">既受領額</th> <th style="width: 20%;">今回請求額</th> <th style="width: 15%;">残 額</th> <th style="width: 20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">訳</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	内	補助金額	既受領額	今回請求額	残 額	備考	訳	円	円	円	円	
内	補助金額	既受領額	今回請求額	残 額	備考							
訳	円	円	円	円								

○愛媛県告示第1435号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林
法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成18年10月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所

- 上浮穴郡久万高原町西谷字郷角 13345 の 1、13348 の 5 から 1
3348 の 7 まで(以上4筆国有林)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1436号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成18年10月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年月日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年月日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな った 事 実
(特-17)第4715号	平成17年 7月15日	(株)みよし組	三好 良	伊予郡松前町大字筒井1109	平成18年 8月1日	土木工事業	建設業の廃止
(般-14)第9662号	平成14年 11月27日	セイワコンサルタント(株)	阿部 哲一	松山市朝生田町5-5-15	平成18年 8月1日	土木工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止
(般-13)第10951号	平成14年 2月13日	川本技建(株)	川本 博樹	松山市下伊台町1045-15	平成18年 8月1日	土木工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-14)第12749号	平成14年 8月3日	(有)松岡鉄工	松岡 薫	松山市南吉田町544-3	平成18年 8月1日	管工事業	建設業の廃止
(般-17)第13262号	平成17年 12月13日	合田建設	合田 民恵	四国中央市上分町567	平成18年 8月1日	土木工事業 建築工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-13)第14788号	平成13年 8月7日	(株)近藤機工	近藤 正仁	新居浜市黒島字沖浜930-63	平成18年 8月1日	管工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-18)第333号	平成18年 7月30日	森本建設(株)	森本 継雄	喜多郡内子町内子575	平成18年 8月3日	電気工事業	建設業の廃止 (一部)
(特-14)第1086号	平成14年 7月9日	本田技建(株)	本田 利治	伊予郡松前町大字中川原405-1	平成18年 8月3日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-13)第11265号	平成13年 9月10日	(有)西野住建	西野 時弘	松山市谷町甲403-3	平成18年 8月3日	建築工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止
(般-13)第12331号	平成13年 8月17日	橋本工務店	橋本 信一	宇和島市大宮町1-1-3	平成18年 8月3日	建築工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般-14)第9480号	平成14年 6月26日	澤田工業	澤田 英雄	松山市石手5-3-2	平成18年 8月4日	電気工事業	建設業の廃止
(般-17)第15809号	平成17年 9月9日	増田組	増田 敬介	東温市西岡748-1	平成18年 8月8日	とび・土工工事業	建設業の廃止
(般-14)第8333号	平成14年 7月14日	(有)古田建設	古田 芳生	西宇和郡伊方町二見甲3387	平成18年 8月9日	土木工事業	建設業の廃止
(般-14)第9594号	平成14年 9月3日	昭和建設(株)	水田 勝也	今治市菊間町浜210-2	平成18年 8月14日	土木工事業 石工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-13)第6329号	平成13年 8月19日	三好建設	三好 克芳	四国中央市中曾根町2306	平成18年 8月18日	建築工事業	建設業の廃止
(般-14)第9618号	平成14年 9月24日	椿ボーリング	今村 健二	松山市古川南1-16-25	平成18年 8月21日	さく井工事業	建設業の廃止
(般-14)第14991号	平成14年 5月9日	(株)Fighty System	徳田ミツエ	松山市和泉北2-13-17	平成18年 8月21日	建築工事業	建設業の廃止
(般・特-13)第162号	平成13年 8月12日	(株)高橋組	高橋 明	西条市大町428-4	平成18年 8月22日	土木工事業 建築工事業	建設業の廃止
(般-13)第2968号	平成14年 1月9日	梶原建設(有)	梶原 勝重	西宇和郡伊方町田部766	平成18年 8月22日	管工事業 造園工事業	建設業の廃止 (一部)
(特-17)第3218号	平成17年 9月26日	(株)亀岡建設	亀岡由維子	松山市上川原町甲1541	平成18年 8月22日	土木工事業	建設業の廃止
(般-13)第6557号	平成13年 12月19日	(有)左官工業大野組	大野 壹正	松山市中村4-3-12	平成18年 8月22日	左官工事業	建設業の廃止
(般-14)第892号	平成14年 5月16日	太田建設	太田 衛	松山市堀江町1554-7	平成18年 8月23日	建築工事業	建設業の廃止
(般-13)第14845号	平成13年 10月30日	(株)セトスイ・フードサービス	菊池 一正	松山市安城寺町569-2	平成18年 8月23日	機械器具設置工事業	建設業の廃止
(般-13)第6356号	平成13年 8月28日	(有)景浦塗装工業	景浦 義雄	松山市和泉南4-13-14	平成18年 8月28日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-13)第13519号	平成13年 9月5日	(株)伊予建築サービス	小松 剛	松山市枝松4-4-10	平成18年 8月29日	土木工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-14)第13687号	平成14年 4月8日	大洋興産(株)	眞鍋健之助	今治市松本町1-8-1	平成18年 8月29日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業 しゅんせつ工事業	建設業の廃止

(般 - 14)第14998号	平成14年 5月9日	(有)藤原工業	藤原 由尚	松山市畑寺町837 - 6	平成18年 8月30日	とび・土工事業	建設業の廃止
-----------------	---------------	---------	-------	---------------	----------------	---------	--------

○愛媛県告示第1437号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成18年10月3日

愛媛県知事 加戸守行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

越智郡上島町弓削下弓削 210 番地

上島町

代表者 上島町長 上村俊之

越智郡上島町弓削下弓削 185 番地の 5

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

越智郡上島町魚島字井ノ頭 3 番耕地 67 番 1 地先の公有水面

イ 区域

次の 1 点から 11 点までを順次直線で結んだ線及び 11 点と 1 点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(越智郡上島町魚島字篠塚 1368 番 5 篠塚物揚場に設置された金属鉄)は、北緯 34 度 10 分 48 秒、東経 133 度 19 分 26 秒の地点

1 点は、基点から真北 334 度 30 分 36 秒 50.29 メートルの地点

2 点は、1 点から真北 306 度 06 分 35 秒 2.86 メートルの地点

3 点は、2 点から真北 36 度 08 分 07 秒 0.78 メートルの地点

4 点は、3 点から真北 306 度 06 分 17 秒 6.59 メートルの地点

5 点は、4 点から真北 36 度 06 分 19 秒 10.34 メートルの地点

6 点は、5 点から真北 126 度 06 分 17 秒 6.59 メートルの地点

7 点は、6 点から真北 36 度 08 分 07 秒 0.78 メートルの地点

8 点は、7 点から真北 126 度 06 分 13 秒 13.17 メートルの地点

点

9 点は、8 点から真北 266 度 45 分 20 秒 6.26 メートルの地点

10 点は、9 点から真北 270 度 42 分 08 秒 4.08 メートルの地点

11 点は、10 点から真北 242 度 30 分 50 秒 3.62 メートルの地点

ウ 面積

147.49 平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

越智郡上島町魚島字井ノ頭 3 番耕地 67 番地 1 地先の公有水面及び陸域

イ 区域

次の A 点から R 点までを順次直線で結んだ線及び R 点と A 点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(越智郡上島町魚島字篠塚 1368 番 5 篠塚物揚場に設置された金属鉄)は、北緯 34 度 10 分 48 秒、東経 133 度 19 分 26 秒の地点

A 点は、基点から真北 331 度 27 分 31 秒 49.38 メートルの地点

B 点は、A 点から真北 305 度 58 分 33 秒 55.39 メートルの地点

C 点は、B 点から真北 35 度 44 分 00 秒 11.0 メートルの地点

D 点は、C 点から真北 305 度 44 分 02 秒 36.00 メートルの地点

E 点は、D 点から真北 35 度 44 分 01 秒 62.00 メートルの地点

F 点は、E 点から真北 135 度 51 分 30 秒 106.62 メートルの地点

G 点は、F 点から真北 215 度 29 分 43 秒 4.56 メートルの地点

H 点は、G 点から真北 212 度 13 分 51 秒 8.87 メートルの地点

I 点は、H 点から真北 212 度 08 分 22 秒 7.26 メートルの地点

J 点は、I 点から真北 210 度 21 分 56 秒 7.41 メートルの地点

K 点は、J 点から真北 191 度 53 分 19 秒 6.19 メートルの地点

L 点は、K 点から真北 173 度 42 分 40 秒 6.91 メートルの地点

M 点は、L 点から真北 167 度 09 分 30 秒 8.14 メートルの地点

N 点は、M 点から真北 297 度 46 分 32 秒 8.68 メートルの地点

O 点は、N 点から真北 269 度 29 分 53 秒 10.61 メートルの地点

P 点は、O 点から真北 240 度 17 分 31 秒 8.91 メートルの地点

Q 点は、P 点から真北 224 度 01 分 37 秒 6.41 メートルの地点

R 点は、Q 点から真北 305 度 44 分 35 秒 7.88 メートルの地点

ウ 面積

6,541.91 平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地 約 150 平方メートル

4 埋立免許年月日

平成18年9月22日

○愛媛県告示第1438号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年10月3日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町亀浦26番3から同町伊方越194番2まで	平成18年10月3日

○愛媛県告示第1439号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成18年10月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
18松局建（開）第30号 平成18年9月14日	伊予郡松前町大字中川原字木下526番5	千葉県市川市柏井町一丁目1702番地 淀川製鋼所柏井社宅C-501号 加 藤 信 義
18松局建（開）第31号 平成18年9月15日	伊予市八倉字一町地524番7	伊予市中山町出淵5番耕地121番地1 谷 岡 浩 昭 谷 岡 知 寿 恵

○愛媛県告示第1440号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成18年10月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
18松局建（開）第32号 平成18年9月22日	伊予市宮下字北谷2000番1	松山市北井門二丁目1番14号 株式会社上浮穴産業 代表取締役 西 岡 貞 夫

- 愛 媛 県
- 愛媛県公営企業管理局
- 愛媛県教育委員会
- 愛媛県選挙管理委員会
- 愛媛県人事委員会
- 愛媛県監査委員
- 愛媛県労働委員会
- 愛媛県収用委員会
- 愛媛海区漁業調整委員会
- 愛媛県内水面漁場管理委員会

告示第1441号

愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）附則第3項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされる旧愛媛県情報公開要綱（平成5年10月愛媛県・愛媛県公営企業管理局・愛媛県教育委員会・愛媛県選挙管理委員会・愛媛県人事委員会・愛媛県監査委員・愛媛県地方労働委員会・愛媛県収用委員会・愛媛海区漁業調整委員会・愛媛県内水面漁場管理委員会告示1255号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成18年10月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行
 愛媛県公営企業管理者
 和 氣 政 次
 愛媛県教育委員会

- 委員長 井 関 和 彦
- 愛媛県選挙管理委員会
- 委員長 藤 山 薫
- 愛媛県人事委員会
- 委員長 稲 瀬 道 和
- 愛媛県監査委員
- 壺 内 絃 光
- 同
- 玉 井 実 雄
- 同
- 竹 田 祥 一
- 同
- 白 石 友 一
- 愛媛県労働委員会
- 会長 白 石 喜 徳
- 愛媛県収用委員会
- 会長 矢 野 隆 三
- 愛媛海区漁業調整委員会
- 会長 佐々木 護
- 愛媛県内水面漁場管理委員会
- 会長 那 須 熊 市

様式第1号中「殿」を「様」に改める。

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年10月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年9月20日	NPO法人 どんまい	谷 本 圭 吾	松山市白水台一丁目6番地4	この法人は、主に松山市内の精神障害者の社会参加促進を目指し、生活を取り戻すための活動の場、相談・サポートをできる場等を充実させていくとともに、地域住民等に対して精神障害者への理解を啓発することにより、精神障害者の福祉を向上、発展させることを目的とする。

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき平成18年6月12日から平成18年9月10日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成18年10月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

造園（造園工事業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 5	A 甲 6	A 甲 8	A 甲 9	A 甲 12	B 1
B 2	C 2	C 3	C 5		

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 4	A 甲 7	A 甲 10	A 甲 12	A 甲 14
B 1	C 2				

鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）

2 級

受 検 番 号
B 1

金属熱処理（一般熱処理事業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6

金属熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業）

1 級

受 検 番 号
C 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	C 1	C 2	C 3	C 4

機械加工（普通旋盤作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	D 1

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1 C 2	A甲 3 C 3	A甲 4	A甲 5	B 1	B 2

機械加工（フライス盤作業）

2級

受検番号
A甲 2

機械加工（平面研削盤作業）

2級

受検番号
A甲 1

機械加工（数値制御旋盤作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 3	C 1	C 2

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 3 A甲 17	A甲 4 C 1	A甲 6 C 5	A甲 10 C 6	A甲 12	A甲 15

機械加工（数値制御フライス盤作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	B 3	B 4

2級

受検番号	受検番号	受検番号
A甲 3	A甲 4	B 3

機械加工（マシニングセンタ作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 4	B 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	C 2	C 3	C 4

放電加工（数値制御形彫り放電加工作業）

2 級

受 検 番 号
A 甲 1

鉄工（構造物鉄工作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 6	C 1

建築板金（内外装板金作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 8	A 甲 11	A 甲 12	A 甲 13	A 甲 14
A 甲 15	A 甲 17	C 1			

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	C 1

建築板金（ダクト板金作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	C 1

仕上げ（治工具仕上げ作業）

1 級

受 検 番 号
A 甲 3

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	C 1

仕上げ（機械組立て仕上げ作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
B 2	B 5

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 6	B 3	B 5

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 11	B 3

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 4	A 甲 8	A 甲 13	A 甲 16	B 5	B 13

電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	C 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	C 1

産業車両整備（産業車両整備作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 8
B 1	B 5	B 6	B 7	B 8	B 13
B 14	B 16	C 1			

建設機械整備（建設機械整備作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	C 1	C 2	C 3

2 級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 4	A甲 8	A甲 9	A甲 10	A甲 11	A甲 12
A甲 14	A甲 17	A甲 19	A甲 20	A甲 21	A甲 24
A甲 25	A甲 26	A甲 27	A甲 28	B 1	B 6
C 1	C 2	C 3	C 4		

家具製作（家具手加工作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	B 1

2級

受検番号
B 1

プラスチック成形（インフレーション成形作業）

1級

受検番号	受検番号
B 1	C 7

2級

受検番号
C 1

陶磁器製造（絵付け作業）

1級

受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2

石材施工（石張り作業）

1級

受検番号
A甲 2

建築大工（大工工事作業）

1級

受検番号
D 1

とび（とび作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1 B 5	A甲 2	A甲 3	B 1	B 2	B 3

2級

受検番号	受検番号	受検番号
A甲 2	A甲 3	B 1

左官（左官作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 2	A甲 3	A甲 4	B 1	B 2

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1 A甲 9	A甲 2	A甲 4	A甲 5	A甲 7	A甲 8

ブロック建築（コンクリートブロック工事業業）

1級

受検番号
A甲 1

2級

受検番号	受検番号
A甲 2	B 1

畳製作（畳製作作業）

1級

受検番号	受検番号
A甲 2	A甲 3

型枠施工（型枠工事業業）

1級

受検番号
D 1

防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事業業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 C 1	A 甲 2 C 2	A 甲 3 C 3	A 甲 5 C 5	A 甲 6	A 甲 7

防水施工（アクリルゴム系塗膜防水工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2 C 3	A 甲 3	A 甲 4	B 1	C 1	C 2

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	C 1

防水施工（シーリング防水工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 C 3	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	C 1	C 2

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2

防水施工（FRP防水工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 C 3	A 甲 2 C 4	A 甲 3	A 甲 4	C 1	C 2

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	C 1

内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 4	C 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4

熱絶縁施工（保温保冷工事作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	A 甲 4	B 2	C 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	B 2

サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 3	B 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3	A 甲 5	C 1

表装（壁装作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2 C 2	A 甲 4 C 3	A 甲 5	A 甲 7	B 2	C 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	B 1

塗装（建築塗装作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 B 9	A 甲 6 C 3	A 甲 17 C 4	A 甲 19 C 5	A 甲 20	B 4

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 7	A 甲 8	A 甲 11	C 1

C 2	C 4	C 5	C 6	C 7	C 8
C 9					

塗装（金属塗装作業）

1級

受 検 番 号
C 1

商品装飾展示（商品装飾展示作業）

1級

受 検 番 号
B 1

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	B 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4

正 誤

○正 誤

平成18年5月30日付け第1764号愛媛県規則第41号（愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則）中

ページ	箇 所	誤	正
469	右欄上から3行目	の規定により	において
	右欄上から8行目	の規定により	において
470	左欄上から7行目	の規定により	において
	左欄上から12行目	の規定により	において
	左欄上から31行目	「第14条」に	「第14条」に、「危険な動物等」を「特定動物等」に
475	上から8行目	に規定により、	の規定による
477	上から12行目及び13行目	第2条第9号の規定に基づき、登録証を	第15条第9号の規定に基づき、許可証を
480	左欄上から2行目	様式第8号	様式第8号（その1）
	左欄上から2行目及び3行目	「危険な動物等」を「特定動物等」に改め	「危険な動物等」を「特定動物等」に、「危険な動物に」を「特定動物に」に改め